

# 地域環境変化対策資金「みらいの扉」

平成28年4月1日現在

商品名	地域環境変化対策資金 「みらいの扉」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境の変化に対して、前向きな事業への取組みによる経営基盤の強化や経営改善に意欲のある法人および個人事業主。(例 新事業・新事業進出・新たな販路開拓等に必要となる設備の導入、既存設備の更新や省エネルギー効果の確認できる設備、認定・認証取得に必要な設備要件を満たすための費用 等)</li> <li>・当金庫の会員になれる方               <ul style="list-style-type: none"> <li>①当金庫の地区内に住居または居住を有する方</li> <li>②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方</li> </ul> </li> </ul> <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員とすることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。</p>
お使用みち	・事業資金(運転・設備資金)
ご融資限度額	・運転資金 5,000 万円以内、設備資金 2 億円以内
ご利用期間	・運転資金 7 年以内(据置期間 1 年以内を含む)、設備資金 15 年以内(据置期間 1 年以内を含む)
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利のみの取扱いとし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。</li> <li>・変動金利について、借入後の利率は基準金利(長期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入れ後の利率の変更回数は 4 月と 10 月の年 2 回で新利率はそれぞれ翌月の約定返済分から適用します。</li> </ul>
ご返済方法	・証書貸付／元金均等毎月返済もしくは元利均等毎月返済
担保	・原則、無担保扱い。有担保扱いも可能とする。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、法人は「経営者保証ガイドライン」による対応とさせていただきます。個人事業者は後継者または専従者の保証を徴求する。</li> <li>・ただし、必要に応じて北海道信用保証協会の保証をご利用いただくことがあります。この場合保証料がかかります。</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証書貸付期間の期限前(融資開始から 2 ヶ月経過後に限り)に繰上償還及び一部繰上償還(融資残高の 50% 以上の割合)を行う場合、該当返済元金に対し 0.540%の割合で手数料がかかります。</li> <li>(例)該当返済元金 500 万円の場合 27,000 円となります。</li> <li>・融資条件の変更に際しては、手数料がかかる場合があります。</li> </ul>
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証協会所定料率とします。</li> <li>(例)借入金額 3,000 万円、返済期間 5 年、保証料率 1%の場合 保証料は 825,000 円となります。</li> </ul>
金利情報の入手方法	・金利については窓口へお問い合わせください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な必要書類 ※詳しくは窓口へご相談ください。</li> <li>① 使いみちを確認する書類(設備資金の場合) ② 経営相談シート など</li> <li>・お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店にお問い合わせください。</li> </ul>